



山形県公報

平成24年9月25日（火）
第2380号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（生産技術課）…1111
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…1112
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…1113
- 同……………（同）…同
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…1114
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同

公 告

- 山形県県民栄誉賞受賞者の事績……………（秘書広報課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…1115
- 監査結果の公表……………（監査委員）…1118

告 示

山形県告示第922号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
酒田市浜中加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 2 (1) 加入区の名称
飛島勝浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称
飛島中村加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 4 (1) 加入区の名称
飛島法木加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

山形県告示第923号

村山北部土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年9月14日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書（維持管理）の写し

2 縦覧に供する場所

尾花沢市役所

大石田町役場

3 縦覧に供する期間

平成24年10月1日から同月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行う者の名称

最上川下流右岸土地改良区連合（土地改良事業計画（維持管理））

2 認可年月日

平成24年9月5日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 344号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大沢字砂子沢908番3から 同	字古屋敷753番4まで	旧	32.0メートル } 9.0	500メートル
同	上	新	37.0メートル } 9.0	同 上

山形県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字京塚字下川原1286番1から 同	字クゾ1252番9まで	旧	10.0メートル } 8.0	227メートル
同	上	新	17.0メートル } 16.0	同 上

山形県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字京塚字クゾ1258番1から 同	1211番1まで	旧	14.0メートル } 10.0	200メートル
同	上	新	24.0メートル } 17.0	同 上

山形県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田松山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市大野新田字村南429番から 同 436番まで		旧	33.0メートル } 32.0	230 メートル
同	上	新	33.0メートル } 32.0	同上
同	上		21.0メートル } 19.0	256 メートル

山形県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月25日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市大野新田字村南429番から
同 436番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月25日

山形県告示第930号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
西川都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

公 告

山形県県民栄誉賞規則（平成9年2月県規則第2号）第2条の規定により山形県県民栄誉賞を贈った者の事績は、次のとおりである。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 績

氏 名 佐々木 則夫 ささきのりお

山形県尾花沢市に生まれる。

帝京高等学校に進学、3年のインターハイでは主将を務め全国優勝、日本選抜でも主将を務めた。明治大学を卒業後、日本電信電話公社に入社し、NTT関東サッカー部でも選手として活躍され、全国社会人大会優勝などの成績を収めた。

平成2年現役引退後は、NTT関東サッカー部監督・大宮アルディージャのコーチ、監督を歴任され、日本サッカー協会 なでしこジャパン（日本女子代表）コーチを経て、平成19年に日本サッカー協会 なでしこジャパン（日本女子代表）の監督に就任。オリンピック、ワールドカップなどで輝かしい成績を収め、県民のみならず日本中に感動と勇気を与える数多くの功績をあげている。

その主なものを摘記すれば、次のとおりである。

なでしこジャパン監督に就任後、平成20年に東アジアサッカー女子選手権で優勝し、日本女子代表に初タイトルをもたらした。同じ年の北京オリンピックでは、日本女子サッカー史上初のベスト4という結果を残し、一躍日本女子サッカーの名を世界中に知らしめた。

平成22年には、東アジア女子サッカー選手権で2度目の優勝、平成23年の国際サッカー連盟（FIFA）ワールドカップでは世界一に導き、日本サッカー史上初の快挙を成し遂げ、東日本大震災復興途上の日本中に勇気と感動を与えた。

また、佐々木監督の卓越した指導力は多方面に評価され、国民栄誉賞、アジア・サッカー連盟（AFC）最優秀監督賞も受賞するなど数多くの賞を受賞された。

平成24年には、FIFAバロンドール2011で女子年間最優秀監督賞を受賞、同年開催のロンドンオリンピックでは、ワールドカップ優勝チームとして大変なプレッシャーの中、なでしこジャパンを日本サッカー史上初となる銀メダルへ導き、再び、日本中に勇気と感動を与えた。

また、佐々木監督は、長年の指導経験で培った指導理念を広く伝えようと組織マネジメントや人材育成に関する講演活動を全国各地で行っているほか、サッカー指導、東日本大震災の被災地の訪問など多忙を極める中でも毎年数回は故郷の山形県を訪れ、尾花沢市など小中学校を訪問し、子どもたちへのサッカー指導、講演等を行っており、サッカー競技の普及促進、競技力向上など本県スポーツの振興に大きく貢献されている。その功績は広く県民が敬愛するところである。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				金数	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者
県営東部アパ ート3号	鶴岡市朝陽町6 -6	3DK	58.0	1	一般用	14,800	17,000	19,500	22,000	25,100	29,000	3月分 の家賃 に相当 する額
同 茅原アパ ート2号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	58.4	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,200	30,200	
同 川南住宅4 号	同 丁目1-4 二	3K	54.6	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	
同 東泉アパ ート3号	同 東泉町四 丁目15-22	3DK	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成24年10月5日から同月12日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成24年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成24年12月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成24年5月から平成24年9月までに実施した平成23年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成24年9月25日

山形県監査委員	船	山	現	人
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門	
山形県監査委員	小	山	壽	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関107箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
大 阪 事 務 所	平成24年5月17日	船山委員	小山委員
名 古 屋 事 務 所	平成24年5月18日	船山委員	小山委員
東 京 事 務 所	平成24年5月22日	広谷委員	加藤委員
酒 田 水 道 事 務 所	平成24年6月14日	広谷委員	加藤委員
農業総合研究センター養豚試験場	平成24年6月14日	広谷委員	加藤委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	平成24年6月14日	船山委員	小山委員
河 北 病 院	平成24年6月14日	船山委員	小山委員
港 湾 事 務 所	平成24年6月14日	広谷委員	加藤委員
中 央 病 院	平成24年6月14日	船山委員	小山委員
が ん ・ 生 活 習 慣 病 セ ン タ ー	平成24年6月14日	船山委員	小山委員
救 命 救 急 セ ン タ ー	平成24年6月14日	船山委員	小山委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	平成24年6月15日	広谷委員	加藤委員
新 庄 病 院	平成24年6月15日	船山委員	小山委員
農 業 大 学 校	平成24年6月15日	船山委員	小山委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成24年6月15日	船山委員	小山委員
鶴 岡 病 院	平成24年6月15日	広谷委員	加藤委員
農業総合研究センター園芸試験場	平成24年7月11日	広谷委員	小山委員
最 上 電 気 水 道 事 務 所	平成24年7月11日	船山委員	加藤委員
村 山 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	平成24年7月11日	広谷委員	小山委員

村山総合支庁保健福祉環境部	平成24年7月11日	広谷委員	小山委員
村山総合支庁産業経済部	平成24年7月11日	広谷委員	小山委員
村山総合支庁建設部	平成24年7月11日	広谷委員	小山委員
最上総合支庁総務企画部	平成24年7月11日	船山委員	加藤委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成24年7月11日	船山委員	加藤委員
最上総合支庁産業経済部	平成24年7月11日	船山委員	加藤委員
最上総合支庁建設部	平成24年7月11日	船山委員	加藤委員
置賜総合支庁総務企画部	平成24年7月12日	広谷委員	小山委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成24年7月12日	広谷委員	小山委員
置賜総合支庁産業経済部	平成24年7月12日	広谷委員	小山委員
置賜総合支庁建設部	平成24年7月12日	広谷委員	小山委員
庄内総合支庁総務企画部	平成24年7月12日	船山委員	加藤委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成24年7月12日	船山委員	加藤委員
庄内総合支庁産業経済部	平成24年7月12日	船山委員	加藤委員
庄内総合支庁建設部	平成24年7月12日	船山委員	加藤委員
置賜電気水道事務所	平成24年7月12日	広谷委員	小山委員
企 業 局 本 局	平成24年7月30日	船山委員	広谷委員
		小山委員	加藤委員
病 院 事 業 局 本 局	平成24年7月30日	船山委員	広谷委員
		小山委員	加藤委員
農 政 企 画 課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
新 農 業 推 進 課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
県 産 米 ブ ラ ン ド 推 進 課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
健 康 福 祉 企 画 課	平成24年7月31日	小山委員	

地域医療対策課	平成24年7月31日	小山委員	
保健薬務課	平成24年7月31日	小山委員	
長寿社会課	平成24年7月31日	小山委員	
障がい福祉課	平成24年7月31日	小山委員	
観光交流課	平成24年7月31日	小山委員	
経済交流課	平成24年7月31日	小山委員	
企画調整課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
県民文化課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
交通政策課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
情報企画課	平成24年7月31日	広谷委員	加藤委員
管財課	平成24年8月1日	小山委員	
税政課	平成24年8月1日	小山委員	
森林課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
生産技術課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
環境農業推進課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
畜産課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
農山漁村計画課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
農村整備課	平成24年8月1日	広谷委員	加藤委員
子育て支援課	平成24年8月1日	小山委員	
子ども家庭課	平成24年8月1日	小山委員	
青少年・男女共同参画課	平成24年8月1日	小山委員	
市町村課	平成24年8月1日	小山委員	
財政課	平成24年8月20日	舩山委員	広谷委員
		小山委員	加藤委員

管 理 課	平成24年 8 月 21 日	船山委員	小山委員
建 設 企 画 課	平成24年 8 月 21 日	船山委員	小山委員
用 地 課	平成24年 8 月 21 日	船山委員	小山委員
空 港 港 湾 課	平成24年 8 月 21 日	船山委員	小山委員
産 業 政 策 課	平成24年 8 月 23 日	広谷委員	加藤委員
工 業 振 興 課	平成24年 8 月 23 日	広谷委員	加藤委員
商 業 ・ ま ち づ くり 振 興 課	平成24年 8 月 23 日	広谷委員	加藤委員
雇 用 対 策 課	平成24年 8 月 23 日	広谷委員	加藤委員
環 境 企 画 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
水 大 気 環 境 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
循 環 型 社 会 推 進 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
み ど り 自 然 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
危 機 管 理 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
く ら し 安 心 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
消 費 生 活 セ ン タ ー	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
食 品 安 全 衛 生 課	平成24年 8 月 27 日	広谷委員	加藤委員
教 育 庁 総 務 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
文 化 財 保 護 推 進 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
生 涯 学 習 振 興 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
義 務 教 育 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
高 校 教 育 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
福 利 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員
ス ポ ー ツ 保 健 課	平成24年 8 月 27 日	船山委員	小山委員

会 計 局	平成24年8月28日	舩山委員	小山委員
河 川 課	平成24年8月28日	舩山委員	小山委員
都 市 計 画 課	平成24年8月28日	舩山委員	小山委員
下 水 道 課	平成24年8月28日	舩山委員	小山委員
砂 防 ・ 災 害 対 策 課	平成24年8月28日	舩山委員	小山委員
議 会 事 務 局	平成24年8月28日	小山委員	加藤委員
人 事 課	平成24年8月28日	加藤委員	
秘 書 広 報 課	平成24年8月28日	加藤委員	
行 政 改 革 課	平成24年8月28日	加藤委員	
学 事 文 書 課	平成24年8月28日	加藤委員	
労 働 委 員 会 事 務 局	平成24年9月3日	舩山委員	小山委員
統 計 企 画 課	平成24年9月3日	加藤委員	
警 察 本 部	平成24年9月3日	広谷委員	加藤委員
道 路 課	平成24年9月3日	舩山委員	小山委員
高 速 道 路 整 備 推 進 課	平成24年9月3日	舩山委員	小山委員
建 築 住 宅 課	平成24年9月3日	舩山委員	小山委員
総 務 厚 生 課	平成24年9月3日	広谷委員	加藤委員
人 事 委 員 会 事 務 局	平成24年9月3日	広谷委員	加藤委員
監 査 委 員 事 務 局	平成24年9月3日	加藤委員	

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 鶴岡病院

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行の最終日から3か月を超えて遅延しているもの

・3か月超え 35件

イ 村山総合支庁総務企画部

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

委託料について、請求書提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払いを完了を確認した日から4か月を超えてしていないもの 1件

- ・ビル陰テレビ共聴設備保守点検業務委託

完了確認日 H23. 7. 24
 請求日 H24. 4. 20
 請求書受理日 H24. 4. 23
 支払日 H24. 5. 22

ウ 村山総合支庁建設部

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 委託料について、請求書提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払いを完了を確認した日から4か月を超えてしていないもの 1件

- ・平成23年度土木工事に関する調査、測量、設計、試験及び研究等業務委託の一部

完了確認日 H23. 10. 5
 請求日 H24. 1. 23
 支払日 H24. 2. 21

b 一般需用費及び委託料について、請求書提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払いを完了を確認した日から2か月を超えてしていないもの 10件

- ・平成23年度道路改築事業（地特）外主要地方道天童大江線外技術補助業務委託の一部

完了確認日 H23. 10. 31
 請求日 H24. 1. 10
 支払日 H24. 2. 8 外9件

エ 最上総合支庁産業経済部

(ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで3か月以上のもの 5件

- ・平成23年度山形県農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業

実績報告 H23. 12. 2
 額の確定 H24. 5. 24 外4件

b 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで2か月以上のもの 1件

- ・平成22年度山形県雪害対策事業（明許）

実績報告 H23. 8. 16
 額の確定 H23. 10. 17

c 補助金の額の確定から支払いまで2か月以上のもの 2件

- ・平成23年度畜産規模拡大支援事業（事故繰越）

額の確定 H23. 6. 20
 支払日 H23. 9. 8 外1件

オ 置賜総合支庁保健福祉環境部

(ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで3か月以上のもの 3件

- ・平成23年度山形県心身障害者地域福祉対策促進事業費補助金の一部

実績報告 H23. 12. 15
 額の確定 H24. 5. 21 外2件

b 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで2か月以上のもの 4件

- ・平成23年度山形県心身障害者地域福祉対策促進事業費補助金の一部

実績報告 H24. 1. 4
 額の確定 H24. 3. 26 外3件

カ 庄内総合支庁保健福祉環境部

(ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

補助金の実績報告を受けてから額の確定まで3か月以上のもの 1件

- ・平成23年度保育所緊急整備事業費補助金の一部

実績報告 H23. 12. 3

額の確定 H24. 4. 11

キ 庄内総合支庁産業経済部

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

委託料について、請求書提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払いを完了を確認した日から4か月を超えてしていないもの 1件

- ・平成22年度大桐峯復旧治山森林整備業務委託（0国債）

完了確認日 H23. 6. 17

請求日 H24. 1. 4

支払日 H24. 2. 2

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託契約において、受託者より期間変更協議申請書の提出を受け承認したものの、変更契約を締結していないもの 1件

- ・平成23年度大町溝地区農業用排水施設等状況調査事業業務委託

当初委託期間 H23. 6. 16～H23. 11. 15

変更後委託期間 H23. 6. 16～H23. 12. 26

ク 税政課

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

委託料について、請求書を受理しているにもかかわらず、支払い期限内に支払いをせずに年度を超えたもの 3件

- ・自動車税分配情報等作成業務委託

完了確認日 H24. 3. 31

請求日 H24. 4. 13

支払日 H24. 6. 29 外2件

ケ 畜産課

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行の最終日から3か月を超えて遅延しているもの

- ・3か月超え 54件

- ・2か月超え 7件

コ 子ども家庭課

(ア) 補助金の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで3か月以上のもの 3件

- ・平成23年度山形県施設入所児童等特別支援事業費補助金の一部

実績報告 H23. 12. 1

額の確定 H24. 5. 24 外2件

b 補助金の実績報告を受けてから額の確定まで2か月以上のもの 1件

- ・平成23年度山形県施設入所児童等特別支援事業費補助金の一部

実績報告 H24. 3. 7

額の確定 H24. 5. 24

サ 高校教育課

(ア) 収入事務が適切でないものがある。

(内容)

国庫補助金について、事務手続きに遺漏があったため補助金の交付を受けられなかったもの 1件
・平成23年度理科教育設備整備費等補助金

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

(ア) 納入通知書の発行について、調定の日から1か月を超えて遅延しているものがある。(スポーツ保健課)

イ 支出

(イ) 支出予定金額が10万円を超える物品購入について、見積書を徴取すべきところ徴取していないものがある。(中央病院)

(ロ) 委託料の支払いについて、請求書を受領した日から30日以内に支払うべきところ、2か月を超えて遅延しているものがある。(新庄病院)

(ハ) 委託料等について、請求書の提出の催促など適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払いを検査を完了した日等から2か月を超えてしていないものがある。(情報企画課、みどり自然課、工業振興課、観光交流課、義務教育課、高校教育課、中央病院)

(ニ) 旅費の支給について、正当な理由もなく旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数ある。(企画調整課、障がい福祉課、保健薬務課、農政企画課、新農業推進課、最上総合支庁産業経済部、最上総合支庁建設部、中央病院)

(ホ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定誤りにより追給、返納を要するものがある。(保健薬務課、村山総合支庁保健福祉環境部、中央病院、救命救急センター)

ウ 契約

(ア) 工事請負契約において、増額変更に伴う契約保証金の変更手続きが行われていないものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

(イ) 工事請負契約において、工期の延長に伴う契約保証期間の変更手続きが行われていないものがある。(置賜総合支庁建設部)

(ウ) 委託契約の履行確認について、履行を完了した旨の通知を受けた日から、1か月を超えて遅延しているものがある。(農政企画課)

エ 債権

(ア) 未収金について、催告などの債権の収納促進が行われておらず、かつ、時効管理が適切でないものがある。(港湾事務所)

(イ) 未収金について、収納状況の確認を怠った結果、督促や催告などの管理が適切でないものがある。(県民文化課)

オ 補助金

(ア) 補助金の交付申請から交付決定まで2か月以上のものがある。(障がい福祉課)

平成24年9月25日印刷
平成24年9月25日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056